

答 申

第1 審査会の結論

宮城県労働委員会は、本件審査請求の対象となった部分開示決定について、別紙1に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、平成30年1月5日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県労働委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇〇〇について、労働委員会の審査に関する議事録、当該組合の組合規約及び組合構成（加入会社名、数及び人員）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として次のものを特定した。

- (1) 組合資格審査申請書
- (2) 組合資格審査申請に係る提出書類（組合役員名簿）
- (3) 組合資格審査申請に係る提出書類（職制表）
- (4) 組合資格審査申請に係る提出書類（組合規約）
- (5) 第〇〇回公益委員会議議事録（平成〇〇年〇〇月〇〇日開催）

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年1月19日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

対象行政文書には、組合員の氏名及び組合における肩書きといった個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、労働組合の印影が表示されており、公にすることにより偽造等により当該労働組合の正当な利益が損なわれると認められるため。

本件行政文書には、不当労働行為救済申立てがなされたという情報が記載されており、これを公にすることにより、被申立人である会社の社会的評価を低下さ

せるおそれがあり、会社の正当な利益が損なわれると認められるため。

対象行政文書には、労働組合の支部等の設立状況、組織や運営の方法、使用者との関連性、組合費の算定基準、資格認定に関する審議内容などの労働組合の内部管理に関わる情報が記載されており、これらを公にすることにより、労働組合が自主的に決定すべき事項に対して、不当な干渉が行われるおそれがあり、労働組合の正当な利益が損なわれると認められるため。

- 3 審査請求人は、平成30年4月18日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。実施機関が審査請求書に形式上の不備があるとして、平成30年5月15日付けで審査請求人に不備を補正すべきことを命じたところ、審査請求人は平成30年6月4日付けで審査請求書の補正を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求した行政文書のすべての開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書の記載について

イ ○○○○○（以下「当該労働組合」という。）に対する実施機関の審査内容の全部の公開を求める。

(イ) 労働組合法に基づく労働組合としての適法性の審査論議と決定論拠

(ロ) 当該労働組合の登記簿謄本の「目的」に対する審議内容

(ハ) 当該労働組合の規約の内容の検証は十分に行われたか

(ニ) 当該労働組合の総会の実施及び内容の審査は十分に行われたか

(ホ) 当該労働組合の決算報告を審査しどのように評価したか

ロ 当該労働組合の審査請求人との交渉権者は誰か

当該労働組合の規約ではどのように規定されているか。執行委員、分会長等独自の呼称があり、言葉の一人歩きの感があり、当該労働組合の規約上組織はどのようになっているか。規約を検証されている立場上明快に開示されることを要求する。

(2) 反論書の記載について

イ 当該労働組合は、分会長、地区執行委員と称しているが、この組合での、組織、交渉権者は誰か不明である。これを開示されたい。

- ロ 労働組合の不利益とか正当な利益を損なうこと等は、現実にあったのか。考えられない。開示に当たって条件つきもあるのではないかと考える。
- ハ 当該労働組合の健全性，社会評価等，実施機関の見解を伺いたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第1項第2号該当性について

本件行政文書には、組合員の氏名及び組合における肩書きといった個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

2 条例第8条第1項第3号該当性について

- (1) 本件行政文書には、労働組合の印影が表示されており、公にすることにより偽造等により当該労働組合の正当な利益が損なわれると認められるため。
- (2) 本件行政文書には、不当労働行為救済申立てがなされたという情報が記載されており、これを公にすることにより、被申立人である会社の社会的評価を低下させるおそれがあり、会社の正当な利益が損なわれると認められるため。
- (3) 本件行政文書には、労働組合の支部等の設立状況，組織や運営の方法，使用者との関係性，組合費の算定基準，資格認定に関する審議内容などの労働組合の内部管理に関わる情報が記載されており，これらを公にすることにより，労働組合が自主的に決定すべき事項に対して，不当な干渉が行われるおそれがあり，労働組合の正当な利益が損なわれると認められるため。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり，県民の知る権利を尊重し，行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより，「県政運営の透明性の一層の向上を図り，もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに，県民による県政の監視と参加の充実を推進し，及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し，公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり，原則公開の理念の下に解釈され，及び運用されなければならない。

当審査会は，この原則公開の理念に立って，条例を解釈し，以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の該当性について

イ 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

(イ) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

(ロ) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

ロ 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には、組合役員の氏名及び公益委員の氏名が記録されている。このうち、組合代表者以外の役員の氏名は、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるものであることから条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第8条第1項第3号の該当性について

イ 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人

等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第3号の該当性について

(イ) 資格審査申請書，役員名簿及び職制表について

これらの書類には，当該労働組合の代表者の職名，代表者の印影，組合員数や支部名などの組合の現況，役員構成及び当該労働組合に加入している労働者が所属する企業の職制が示されている。そのうち，組合の代表者の職名については，これを開示しても，当該労働組合の正当な利益が損なわれるとは認められないことから，条例第8条第1項第3号には該当せず，開示すべきである。

一方，代表者の印影，組合員数や支部名などの組合の現況，役員構成及び当該労働組合に加入している労働者が所属する企業の職制については，これらの情報が公開されると，一般には公にされていない当該労働組合の内部管理情報が明らかとなり，事業活動に支障が生じる等，当該組合の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。よって，条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ロ) 規約について

労働組合の規約は，組織・事業活動に関する基本事項を定めたもので，当該労働組合が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報に該当するものであり，公開されることにより，当該労働組合の事業活動を行う正当な利益が損なわれると認められることから，労働組合法に定める法人である労働組合の登記記載事項により公にされている名称，所在地，目的及び事業に関する部分を除き，条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ハ) 公益委員会議の議事録について

公益委員会議は，労働組合の資格審査，不当労働行為の判定その他法令に規定された事項を協議決定するための会議であり，本件行政文書は，その議事録である。当該議事録には，資格認定を行うに当たっての当該労働組合の内部情報が記載されており，開示することにより，当該労働組合の事業活動を行う正当な利益が損なわれると認められることから，条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第8条第1項第6号の該当性について

公益委員会議の議事録については、当該労働組合の資格審査に関する委員の審議の経過が記載されていることが認められることから、条例第8条第1項第6号該当性について検討する。

イ 条例第8条第1項第6号の規定について

条例第8条第1項第6号は、「県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第6号の該当性について

公益委員会議の議事録については、各委員が当事者の提出書類等をもとに、労働組合が労働組合法の規定に適合しているかについて、率直に意見交換を行い、様々な審議・検討を経て、意思決定する過程の内容が記録されている。労働組合の資格審査は、労働組合法に定められた手続きに参加する場合に必要な手続きと規定されており、今回の審査は、労働組合が不当労働行為救済申立てを行うために行っているものである。公益委員会議の審議においては、適法な労働組合であることを審査する上で、委員が中立・公正の立場で率直な意見交換を行うことは特に重要であるところ、これらの情報が公開された場合、率直な意見表明をためらうなど、今後の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるものである。

よって、公益委員会議の議事録については、条例第8条第1項第6号に該当し非開示とすることが妥当である。

(4) 条例第8条第1項第7号の該当性について

公益委員会議の議事録については、当該労働組合の資格審査状況に関する情報が記載されていることが認められることから、条例第8条第1項第7号該当性について検討する。

イ 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、

試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第7号の該当性について

公益委員会議の議事録には、資格審査申請書に対する評価等が記録されている。これらの情報が公開された場合、率直な意見表明をためらうなど、今後の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当し非開示とすることが妥当である。

(5) 審査請求人及び実施機関は、その他主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、当審査会は、別紙1に掲げる部分は、開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙1

本件行政文書	開示すべき部分
(1) 組合資格審査申請書	代表者の職名
(2) 組合資格審査申請に係る提出書類 (組合役員名簿)	代表者の職名

(注)

本件行政文書欄に掲げる番号は、第2の2に掲げる番号と同一のものである。

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30. 7. 4	○ 諮問を受けた。(諮問第224号)
平成31. 4. 24 (第390回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 1. 5. 27 (第391回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 1. 6. 26 (第392回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 1. 7. 26 (第393回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 1. 8. 27 (第394回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和元年9月5日現在）

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板明果	宮城大学事業構想学群講師	
十河弘	弁護士	会長
松尾大	弁護士	